

3 長薬発第 373 号

令和 3 年 7 月 6 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本県における
公費負担医療の支給認定の柔軟な取り扱いについて

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記について、長野県健康福祉部長から別添のとおり通知がありました。
昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため受給者証の更新は行わず、有効期間が1年間延長されましたが、今年度は更新手続きが行われます。
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、申請手続きが円滑にできないことが想定されることから、受給者証の有効期間および更新申請期限の延長、更新申請受付日の変更について、別添のとおり対応がされるとのことです。
つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会
保険医療課 桐山・藤澤
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL 0263-34-5511 FAX 0263-34-0075
E-mail : hoken4@naganokenyaku.or.jp

長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本県における公費負担医療の
支給認定の柔軟な取扱いについて（通知）

平素より、本県の健康福祉行政の推進に、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 3 年 5 月 24 日付けで厚生労働省健康局難病対策課より別添のとおり事務連絡があり、都道府県等において柔軟な取扱いをするよう通知がありました。

つきましては、本県における下記の公費負担医療の受給者証の更新申請等に係る取扱いについて、令和 3 年 6 月 18 日付けでプレスリリースを行いましたので、御承知おきください。

なお、本取扱いについて下記 3 のとおり県内の医療機関に対して通知しておりますので、申し添えます。

記

1 対象となる公費負担医療制度

- (1) 特定医療費助成事業（指定難病）
- (2) 特定疾患治療研究事業
- (3) 長野県特定疾病医療費助成事業
- (4) 遷延性意識障害者医療費給付事業
- (5) ウイルス肝炎医療費給付事業
- (6) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

2 取扱いの内容

- ・上記 1（1）～（5）

受給者証の有効期間及び更新申請期限を 1 か月延長し、令和 3 年 10 月 31 日までとする。

- ・上記 1（6）

更新申請の受付を、例年より 1 か月早め、令和 3 年 9 月 1 日から開始する。

3 通知先医療機関

別紙一覧のとおり（本県で指定する難病指定医が 4 名以上在籍する医療機関）

※ウイルス肝炎医療費給付事業については、当部感染症対策課から貴会、長野県医師会、肝炎患専門医療機関及び肝疾患かかりつけ医登録医療機関へ別途通知しております。

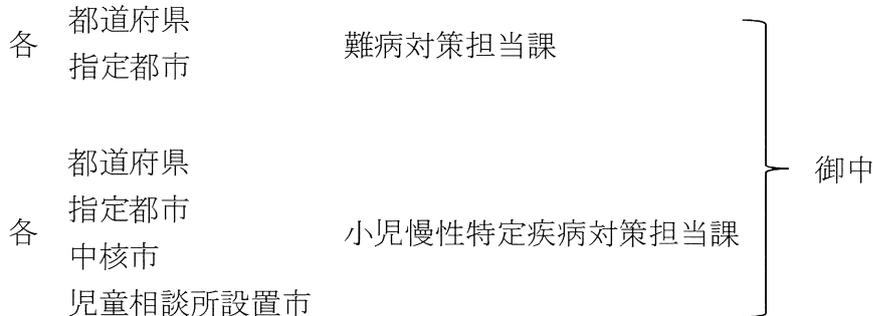
健康福祉部保健・疾病対策課
がん・疾病対策係
(課長) 西垣 明子 (担当) 吉池 浩
伊藤 溪亮
電 話 026-235-7150 (直通)
F A X 026-235-7170
メー ル gan-shi ppei@pref.nagano.lg.jp

<通知先医療機関一覧>

医療機関名	〒	住所
信州大学医学部附属病院	390-8621	松本市旭3-1-1
社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院	390-0814	松本市本庄2丁目5番1号
佐久医療センター	385-0051	佐久市中込3400番28
長野赤十字病院	380-8582	長野市若里五丁目22番1号
飯田市立病院	395-8502	飯田市八幡町438
長野市民病院	381-8551	長野市大字富竹1333-1
諏訪赤十字病院	392-8510	諏訪市湖岸通り5丁目11-50
南長野医療センター篠ノ井総合病院	388-8004	長野市篠ノ井会666-1
北信総合病院	383-8505	中野市西一丁目5番63号
組合立諏訪中央病院	391-8503	茅野市玉川4300番地
佐久総合病院	384-0301	佐久市白田197
伊那中央病院	396-8555	伊那市小四郎久保1313番地1
北アルプス医療センターあづみ病院	399-8695	北安曇郡池田町大字池田3207-1
安曇野赤十字病院	399-8292	安曇野市豊科5685
まつもと医療センター	399-8701	松本市村井町南2丁目20番30号
社会医療法人栗山会 飯田病院	395-8505	飯田市大通1-15
長野松代総合病院	381-1231	長野市松代町松代183
信州上田医療センター	386-8610	上田市緑が丘1丁目27番21号
佐久市立国保 浅間総合病院	385-8558	佐久市岩村田1862-1
長野県立こども病院	399-8288	安曇野市豊科3100
岡谷市民病院	394-8512	岡谷市本町4丁目11番33号
長野県立信州医療センター	382-0091	須坂市大字須坂1332
浅間南麓こもろ医療センター	384-8588	小諸市相生町三丁目3番21号
昭和伊南総合病院	399-4117	駒ヶ根市赤穂3230番地
松本協立病院	390-8505	松本市巾上9番26号
長野医療生活協同組合 長野中央病院	380-0814	長野市西鶴賀町1570番地
市立大町総合病院	398-0002	大町市大町3130
社会医療法人 抱生会 丸の内病院	390-8601	松本市渚1丁目7番45号
松本市立病院	390-1401	松本市波田4417番地180
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	386-0396	上田市鹿教湯温泉1308
長野県立木曽病院	397-8555	木曽郡木曽町福島6613-4
飯山赤十字病院	389-2295	飯山市大字飯山226-1
健和会病院	395-8522	飯田市鼎中平1936
医療法人財団大西会 千曲中央病院	387-8512	千曲市大字杭瀬下58
医療法人仁雄会 穂高病院	399-8303	安曇野市穂高4634
丸子中央病院	386-0405	上田市中丸子1771-1
国民健康保険 依田窪病院	386-0603	小県郡長和町古町2857
医療法人研成会 諏訪湖畔病院	394-8515	岡谷市長地小萩一丁目11番30号
下伊那厚生病院	399-3102	下伊那郡高森町吉田481-13
藤森病院	390-0811	松本市中央2丁目9番8号
特定医療法人 新生病院	381-0295	上高井郡小布施町大字小布施851番地
諏訪共立病院	393-0077	諏訪郡下諏訪町矢木町214
長野寿光会 上山田病院	389-0821	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号
輝山会記念病院	395-8558	飯田市毛賀1707
軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院	389-0111	北佐久郡軽井沢町長倉2375-1
社会医療法人城西医療財団 城西病院	390-8648	松本市城西1丁目5の16

医療機関名	〒	住所
富士見高原医療福祉センター 富士見高原病院	399-0214	諏訪郡富士見町落合11100
飯綱町立飯綱病院	389-1211	上水内郡飯綱町牟礼2220
一之瀬脳神経外科病院	390-0852	松本市大字島立2093
下伊那赤十字病院	399-3303	下伊那郡松川町元大島3159-1
栗田病院	380-0921	長野市大字栗田695
松本歯科大学病院	399-0781	塩尻市広丘郷原1780
上伊那生協病院	399-4601	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324
町立辰野病院	399-0496	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5
医療法人心泉会 上條記念病院	399-0037	松本市村井町西2丁目16番1号
信越病院	389-1305	上水内郡信濃町大字柏原380
信濃医療福祉センター	393-0093	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院	386-0393	上田市鹿教湯温泉1777
南長野医療センター新町病院	381-2404	長野市信州新町上条137番地
長野県立総合リハビリテーションセンター	381-8577	長野市大字下駒沢618-1
小諸高原病院	384-8504	小諸市甲4598
くろさわ病院	385-0051	佐久市中込1-17-8
朝日ながの病院	380-0803	長野市三輪1-2-43
東御市民病院	389-0502	東御市鞍掛198
医療法人愛生会 松岡病院	399-0011	松本市寿北2-6-2
医療法人健成会 小林脳神経外科病院	380-0803	長野市三輪1-5-21
医療法人健和会 小林脳神経外科神経内科病院	386-0018	上田市常田3丁目15番41号
医療法人三世会 金澤病院	385-0022	佐久市岩村田804
医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院	399-6461	塩尻市大字宗賀1295
医療法人鶴賀会 鶴賀病院	381-0901	長野市鶴賀居町1750
塩尻協立病院	399-0716	塩尻市大字棧敷437
下田眼科	386-0018	上田市常田市1丁目10-78
山田記念朝日病院	381-0016	長野市大字南堀135番地1
松本中川病院	399-0006	松本市野溝西2丁目3番16号
川西赤十字病院	384-2292	佐久市望月318
佐久総合病院小海分院	384-1103	南佐久郡小海町豊里78
長野県立阿南病院	399-1501	下伊那郡阿南町北條2009-1
東口病院	380-0921	長野市栗田356-1
東長野病院	381-8567	長野市大字上野2-477

事務連絡
令和3年5月24日



厚生労働省健康局難病対策課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び
小児慢性特定疾病医療費の支給認定の柔軟な取扱いについて

日頃より、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取扱いについて」（令和3年1月14日及び同年4月5日付け事務連絡）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言及び同法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置の対象となった地域に居住等している患者については、個々の状況に応じた柔軟な取扱いをお願いしてきたところです。

今般、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域が拡大していることから、改めて支給認定の取扱いについて、留意点と併せて、下記のとおり整理いたしましたので、対象となる受給者や指定医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

また、在宅人工呼吸器使用患者支援事業及び特定疾患治療研究事業についても同様の取扱いとしますので、併せて関係者への周知等をお願いします。

記

1. 支給認定の取扱いについて

(1) 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となった地域

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の期間中、さらにはその解除以降においても、受給者が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができなかった場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

(2) 自治体独自で緊急事態等を宣言している地域

地域の感染状況に応じて、自治体独自で緊急事態等を宣言し、外出の自粛を求めている地域においては、上記(1)の地域と同様の取扱いとして差し支えないこととする。

(3) その他の地域

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記(1)及び(2)の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記(1)を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. 取扱いに当たっての留意点について

(1) 取扱いの内容について

柔軟な取扱いについては、

- ・ 申請が行われるまでの間、現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする
 - ・ 申請のみを受け付け、診断書等の後日提出を認める
 - ・ 数ヶ月程度（※）有効な受給者証を発行した上で、申請を受け付ける
- などの方法が考えられる。

（※）具体的な期間については、地域の感染状況等を踏まえて合理的な期間とすること。例えば、従来から、支給認定の期間については、特別の事情があると認めるときは、1年3ヶ月を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とすることができる（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成

26年厚生労働省令第121号)第31条)ことを考慮し、3ヶ月以内とすることが考えられる。

申請期限を延長する場合にあっては、申請受付、審査等を行う担当部署の業務負担の軽減や申請手続に伴う混雑の回避の観点から、申請を分散化することが有効であると考えられるため、こうした点も踏まえて、延長期間を検討すること。併せて、同様の観点から、患者に対しても、新型コロナウイルス感染症の影響により申請が遅れる場合には柔軟な取扱いが可能であることを十分に周知するとともに、申請の分散化への協力の働きかけ等に努めること。

なお、国からも、主要な患者団体に対し、自治体窓口の混雑回避は感染対策上も重要であり、自治体からの更新案内等を確認した上で、郵送手続を積極的に活用していただくことや、期限間際の申請ではなく、余裕を持った申請に努めていただくことなどを周知していただくよう、依頼をしていることを申し添える(別添3参照)。

(2) 認定業務に係る体制等について

認定業務に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応とのバランスも考慮しつつ、平素認定業務に当たっている部署のみならず、全庁的に業務に当たるよう、体制を検討すること。

【担当連絡先】

厚生労働省健康局難病対策課 大塚、倉澤

T E L : 03-5253-1111 (内線 2355)

夜間直通 : 03-3595-2249

E - m a i l : nanbyou02@mhlw.go.jp

事務連絡
令和 3 年 1 月 14 日

各	都道府県 指定都市	難病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	

厚生労働省健康局難病対策課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定
疾病医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政の適切な運営にご尽力いた
だき、厚く御礼申し上げます。

特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定については、新型コロナウイルス
感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみ
を目的とした受診を可能な限り回避するため、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月末
日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を 1 年間延長
する措置を実施する一方で、令和 3 年 3 月 1 日以降に受給者証の有効期間が満了する
受給者については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、
通常の手続により行うこととしたところです。

今般、令和 3 年 1 月 7 日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエ
ンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態
宣言を行ったこと等を踏まえ、支給認定の取扱いについては、下記のとおりとします
ので、対象となる受給者や指定医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑
な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

また、在宅人工呼吸器使用患者支援事業及び特定疾患治療研究事業についても同様
の取扱いとしますので、併せて関係者への周知等をお願いします。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

事務連絡
令和 3 年 4 月 5 日

各	都道府県 指定都市	難病対策担当課	御中
各	都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市	小児慢性特定疾病対策担当課	

厚生労働省健康局難病対策課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 4 月 1 日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 1 項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域が定められたところです。

まん延防止等重点措置の対象となる区域については、地域の感染状況に応じて、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取扱いについて」（令和 3 年 1 月 14 日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡）（別添）における緊急事態宣言の地域と同様の取扱いとして差し支えありませんので、その旨御了知いただくとともに、対象となる受給者や指定医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

また、在宅人工呼吸器使用患者支援事業及び特定疾患治療研究事業についても同様の取扱いとしますので、関係者への周知等をお願いします。

事務連絡
令和3年5月24日

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 御中
認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク 御中

厚生労働省健康局難病対策課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の柔軟な取扱いについて（周知依頼）

標記について、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定の柔軟な取扱いについて」（令和3年5月24日付け事務連絡）を各都道府県等に発出し、医療費支給認定の柔軟な取扱い等をお願いしたところです。

つきましては、当該事務連絡の趣旨をご理解いただくとともに、受給者ご本人及び加盟団体への周知方よろしくお願いいたします。

なお、その際、自治体窓口における混雑回避は感染対策上も重要であることから、特に下記にご留意いただくよう周知をお願いいたします。

記

- ・ 申請に当たっては、自治体からの更新案内等をご確認の上、郵送による申請を積極的に活用いただくとともに、余裕を持った計画的な申請に努めていただきたいこと。
- ・ 自治体からの更新案内等をご確認いただき、申請時期の分散化が記載されている場合はご協力いただきたいこと。



特定医療費助成事業（指定難病）、ウイルス肝炎医療費給付事業等の 受給者証の有効期間及び更新申請期限を1か月間延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、患者負担の軽減等を図るため、下記の公費負担医療制度を対象に、例年9月末としている受給者証の有効期間及び更新申請期限を令和3年10月31日まで1か月間延長します。

1 対象となる公費負担医療制度

① 特定医療費助成事業（指定難病）(54)	④ 遷延性意識障害者医療費給付事業（・）
② 特定疾患治療研究事業（51）	⑤ ウイルス肝炎医療費給付事業（38、80、81）
③ 長野県特定疾病医療費助成事業（81）	※カッコ内：公費負担医療制度の種類を表す法別番号

2 更新申請受付期間

保健福祉事務所等からお知らせする申請受付開始日から令和3年10月31日(最終期限)まで
※詳細は、保健福祉事務所等からお送りする更新案内をご覧ください。

3 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り郵送でお願いします。

4 申請窓口一覧

申請窓口	管轄市町村	連絡先	申請窓口	管轄市町村	連絡先
佐久保健福祉事務所	小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	0267-63- 3163	松本保健福祉事務所	塩尻市、安曇野市、 東筑摩郡	0263-40- 1938、1950※
上田保健福祉事務所	上田市、東御市、 小県郡	0268-25- 7154	大町保健福祉事務所	大町市、北安曇郡	0261-23- 6526
諏訪保健福祉事務所	岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	0266-57- 2926	長野保健福祉事務所	須坂市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、 上水内郡	026-225- 9045
伊那保健福祉事務所	伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	0265-76- 6836	北信保健福祉事務所	中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	0269-62- 6311
飯田保健福祉事務所	飯田市、下伊那郡	0265-53- 0443	長野市保健所	長野市	026-226- 9965
木曾保健福祉事務所	木曾郡	0264-25- 2232	松本市障害福祉課	松本市	0263-34- 3036

※ウイルス肝炎担当

5 医療機関の皆さまへのお願い

昨年度、受給者証の有効期間が全国で一律1年間延長され、本県で交付した受給者証の多くは、有効期間の記載が「令和2年9月30日」又は「令和3年9月30日」までとなっています。当該有効期間が記載された受給者証をお持ちの方が受診された際は、有効期間を「令和3年10月31日」までに読み替えてくださるようお願いいたします。

【特定医療等について】

健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係
(課長) 西垣 明子 (担当) 吉池 浩
電 話 026-235-7150 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2636
F A X 026-235-7170
メール hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp

【ウイルス肝炎について】

健康福祉部 感染症対策課 感染症対応担当
(課長) 大日方 隆 (担当) 山本 英史
電 話 026-235-7148 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2646
F A X 026-235-7334
メール kansen@pref.nagano.lg.jp



令和3年度小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請の受付を 令和3年9月1日から開始します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、患者負担の軽減等を図るため、小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請の受付を、例年より1か月早め、令和3年9月1日から開始します。

□更新申請受付開始日

令和3年9月1日（水）

□申請方法

新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、可能な限り郵送でお手続きください。
（お困り事等のご相談や対面での申請をご希望の場合は、窓口申請も可能です。）

□申請窓口一覧

お住まいの市町村により、申請窓口が異なります。現在お持ちの受給者証をご確認ください。

申請窓口	管轄市町村	連絡先
佐久保健福祉事務所	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3163
上田保健福祉事務所	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7154
諏訪保健福祉事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2926
伊那保健福祉事務所	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6836
飯田保健福祉事務所	飯田市、下伊那郡	0265-53-0443
木曾保健福祉事務所	木曾郡	0264-25-2232
松本保健福祉事務所	塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1950
大町保健福祉事務所	大町市、北安曇郡	0261-23-6526
長野保健福祉事務所	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-225-9045
北信保健福祉事務所	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-62-6311
長野市保健所健康課	長野市	026-226-9963
松本市子ども福祉課	松本市	0263-33-9855

□更新申請のご案内について

8月以降、保健福祉事務所等からご案内をお送りします。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

長野県健康福祉部保健・疾病対策課

（課長）西垣 明子 （担当）伊藤 深亮
電 話 026-235-7150（直通）
026-232-0111（代表）内線 2637
F A X 026-235-7170
メール hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp

長野市保健所健康課

（課長）峯村 賢 （担当）宮尾 繪
電 話 026-226-9963（直通）
F A X 026-226-9982
メール h-kenkou@city.nagano.lg.jp

松本市子ども部子ども福祉課

（課長）二木 玲子 （担当）上條 加奈子
電 話 0263-33-9855（直通）
F A X 0263-36-9119
メール kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp